

第 3 章

2030 年目標達成に向けた戦略と
行動計画



3.1 2030 年目標達成に向けた戦略と達成すべき状態および行動計画

2030 年目標の達成に向けた戦略と達成すべき状態、そのための行動計画を以下のように定めます。

2050年将来像

持続可能な自然共生の先進都市になっています

- ・豊かな生物多様性を活用した社会課題の解決
- ・持続可能なライフスタイル・社会経済活動の定着
- ・脱炭素社会の実現

2030年目標

千代田区ならではのネイチャーポジティブを実現します

皇居を核とした生態系のつながりが区内外に広がり、千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した持続可能な行動を選択することで、都心環境の豊かな暮らし・活動が支えられている

2030年目標 達成への戦略	2030年に 達成すべき状態	行動計画
【戦略Ⅰ】 皇居の緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化	1. 区内にとどまらない生態系ネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています。	1 生物多様性を効果的に保全し、新たな緑地・水辺を創出するための基礎となる情報整理と情報発信を行います。 2 生態系ネットワークの強化に寄与する緑地・水辺の創出、維持管理をあらゆる主体が推進します。 3 緑の基本計画に基づいて、緑地を保全します。 4 外来生物の侵入拡大を防ぎ、愛護動物を責任もって飼育します。 5 国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出を図ります。
	2. 区内の生きものと生態系の情報をあらゆる主体が協働で収集・蓄積し、共有して、活用しています。	1 主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します。 2 生きものを観察できる場所を整備し、自然とのふれあいの機会を創出します。
【戦略Ⅱ】 自然共生社会を意識した行動の浸透	1. 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています。	1 多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して自然と共生する心をはぐくみます。 2 ネイチャーポジティブに資する行動を皆で共有・評価し、その行動にあらゆる人が関わっていきます。
	2. 環境に負荷を与えることが少ない消費行動が根付いています。	1 環境への負荷の軽減を意識した行動や事業活動を推進します。
【戦略Ⅲ】 自然を活かした多様な社会課題の解決	1. 自然環境が持つ多様な機能（生態系サービス）を活かした解決策（NbS）により、持続可能なまちがつくられています。	1 自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組みます。 2 生物多様性の恵みを活かした地域間交流により、区内外の地域活性化を促進します。 3 地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業と生物多様性に配慮した整備方法の両輪を軸とした方法に転換します。 4 生物多様性を活かした快適な都市づくりを進めます。
	2. 千代田区の実践事例がモデルとなり他地域で広く活用され SDGs の達成に貢献しています。	1 ネイチャー・ポジティブ経営（事業者による自然資本配慮型経営）を推進します。 2 生物多様性への影響緩和技術に関する情報や人材交流を図ります。

3.2 各主体の主な役割

[1] 千代田区の役割

- ネイチャーポジティブに向けた情報発信や行動の促進
- 生物多様性の視点を盛り込んだ施策の推進（まちづくり・グリーンインフラの取組推進など）
- 生態系ネットワークに配慮したまちづくりの推進
- 生物多様性の向上に関する各主体の行動への支援
- 企業等のこれまでの取組みへのさらなる支援
- 関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力

千代田区では、施策の推進にあたって、生物多様性の視点を盛り込むとともに生態系ネットワークを念頭に置き、自然環境情報等の科学的データや企業、地域の方々の意見を聞きながら都市の生物多様性に配慮したまちづくりを推進していきます。加えて、生物多様性を活かした災害対策・暑熱対策など、安全で安心な暮らしを守る取組み（グリーンインフラ）を積極的に推進します。また、各主体が役割に応じて行動し、相互に連携して取組みを推進するための支援を積極的に行うための仕組みを作ります。このほか、東京都など関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力によって、区内外の生物多様性の向上を図ります。

[2] 「住み、働き、学び、訪れるすべての人」一人ひとりの役割

- 生態系から得られる恵みの認識
- 環境に配慮したライフスタイルや観光の選択
- 生物多様性の保全活動などへの参加
- 子どもたちへの自然の大切さの伝承



■ 自転車利用



■ 緑地の維持管理



■ 打ち水

区民には、日々の生活や活動が生態系からの様々な恵みによって支えられていることを認識して、生物多様性の理解を深め行動することが求められます。昼間人口が多く、国の行政機関の中核や大企業が集中する千代田区では、在学・在勤者、観光客を含む区民一人ひとりの行動が区外の生物多様性にも影響を及ぼしています。特に消費者として、環境に配慮した商品、旬の食材や、減農薬など手間がかかっても環境負荷の低い農法で生産された食材の選択、食べ残しをしないなど、省資源・省エネルギーの生活などの環境に配慮したライフスタイルや都市の楽しみ方を積極的に取り入れる意識が求められます。また、地域で行われる生物多様性の保全活動に積極的に参加するとともに、地域住民として、あるいは保護者として、次の世代を担う子どもたちに日々の暮らしが生態系からの恵みによって支えられていることを伝えていくことが求められます。

[3] 環境保全団体の役割

- 地域の自然教育と体験学習の機会の提供
- 地域の生物情報の収集や発信
- 環境保全に取り組む人材の育成



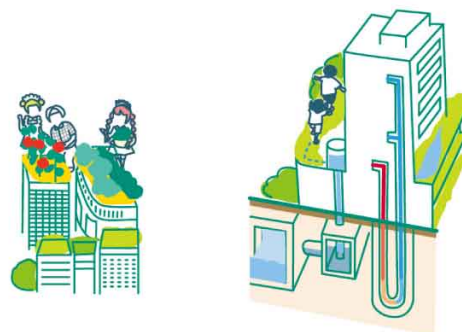
■ 自然観察会など自然教育の場の創出

環境保全団体には、各主体と相互に連携しながら、活動のリーダーとして地域の自然教育や生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供し、活動を普及させていくことが求められます。また、地域の生きものや環境に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、環境保全について主体的に行動できる人材を育成することが期待されます。

[4] 事業者の役割

- 事業地における生物多様性に配慮した取り組み・生物多様性を活用した取り組みの推進
(原材料調達、脱炭素化、資源循環、グリーンインフラの推進など)
- 生物多様性に配慮した緑地・水辺の創出及び自然共生サイトなどの緑地認証への取り組みの推進
- 区内だけでなく、地方の事業所やサプライチェーンにおける、生物多様性の保全と環境負荷低減、ネイチャーポジティブを目指した事業の推進

- 地域の生物多様性向上への貢献
- 社内外における普及啓発と社員教育の実施



■ 屋上緑化

■ 雨水の利用や
地中熱利用

事業者には、原材料やエネルギーなどの調達、商品やサービスの販売・提供など、あらゆる事業活動において生物多様性の視点が求められます。また、生きものの生息環境のネットワークも考慮しながら、保有している土地や工場・事業所の敷地での生物多様性の保全・回復・創出やその情報開示、行政や区民などと連携した環境保全活動の実施などにより、地域の生物多様性向上のみならず、区外の生物多様性向上に貢献することが期待されます。さらに、社内外における普及啓発と社員教育を実施し、生物多様性保全への意識と理解を深める取り組みが求められます。あらゆる事業者が生物多様性保全の視点に立った行動をとることで、事業活動に使われる調達材料、エネルギー、人的資源の持続的な供給、活用ができること、また消費者から選ばれる企業となることなど様々なメリットを得られます。

[5] 大学・教育機関などの役割

- 生物多様性に関する教育と普及啓発
- 環境保全活動の積極的な推進
- 大学施設などを活用した区民への生物多様性に関する教育と普及啓発



大学・教育機関などには、生物多様性に関する知見を広めるとともに環境保全活動を積極的に推進し、地域の生物多様性向上に貢献することが求められます。また、郊外の自然豊かな場所に保有する施設を活用し、行政などと連携して区民への教育と普及啓発を進めることも期待されます。

[6] 東京都の役割

- 都心部での生物多様性に配慮した施策の推進
- 区への技術的支援や情報提供
- 区や国と連携した生物多様性保全の取り組みの推進
- 生物多様性に配慮した行動のルールづくり

東京都には、広域自治体として千代田区や国と連携した生物多様性保全のための積極的な取り組みと技術的支援、情報提供などが求められます。東京都は、生物多様性地域戦略の位置づけを持つ「緑施策の新展開」を平成24（2012）年に策定し、令和5（2023）年に改定しました。また生態系ネットワークの強化を図るべく、令和4（2022）年には「東京都エコロジカルネットワークマップ」を公開しています。これらの動きに基づいて、都心部での生物多様性に配慮した緑の保全や創造、道路・河川などの緑化の推進が求められます。このほか日比谷公園をはじめ、都内の豊かな自然環境を活用した自然体験や環境教育を積極的に行うなど、多くの人びとが豊かな自然にふれあう場と機会を創出することが期待されます。

[7] 国の役割

- 国の施設などにおける生物多様性向上に資する取組みの推進
- 区や都と連携した生物多様性保全の取組みの推進
- 自然体験や環境教育の場の提供
- 優れた自然環境の維持と再生
- 世界的動向、国、都道府県、地方自治体が果たすべき役割についての区民の理解促進
- ネイチャーポジティブに貢献する取組み・事業活動への経済的インセンティブの検討
- 30by30 の達成に向けた、各自治体や取組主体の取組みを推進するための「日本版 OECM 制度の運用」「取組主体へのインセンティブの検討」「生態系ネットワークの見える化」等の制度・基盤情報の整備の面からのフォロー

国には、管轄する区内の施設などにおいて生物多様性向上に資する取組みを推進するとともに、区や都と連携した取組みが求められます。また、皇居東御苑、北の丸公園などを自然体験や環境教育の場として積極的に活用するなど、多くの人びとが豊かな自然にふれあえる場や機会として創出することが期待されます。このほか、皇居及びその周辺の優れた自然環境を維持するとともに、適切な樹林の管理、外来生物の駆除や生育環境の改善などによって自然環境の再生を進めることが期待されます。

3.3 行動計画

2030年目標を達成するために、行動計画に沿って各主体に求められる具体的な行動は以下のとおりです。千代田区が事業を実施するにあたっては、専門家や地域の方々の意見を聞きながら進めていきます。

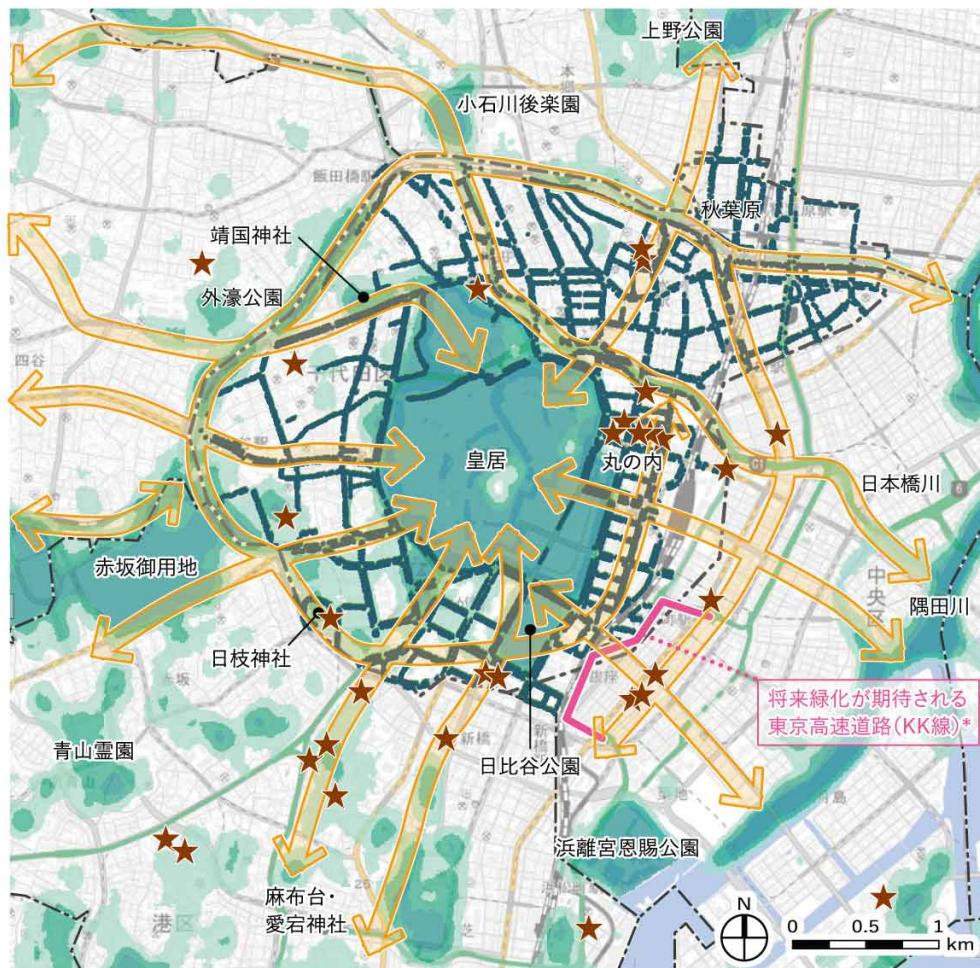
生物多様性の保全には「ここまでできれば満点」という明確な到達点はありません。千代田区では、目標達成に向けて、だれもがあらゆる場面で生物多様性を意識して行動し続けるそのプロセスを大切にしながら、具体的行動や働きかけを行っています。

戦略Ⅰ

皇居の緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化

戦略Ⅰは皇居の豊かな緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化の戦略です。

図 3-1 皇居の緑を核とした生態系ネットワークの 2030 年の姿



- ★ 認証緑地
(ABINC認証・SEGES認証・自然共生サイト・江戸のみどり登録緑地)
- 区内の区道・都道・国道の街路樹

図中の矢印は、水辺を含む主な緑地のつながりとその方向を示すものです。この矢印に沿って、今ある緑地の生物多様性の保全・回復を図り、千代田区から周辺地域へと広く生物多様性を向上させていくことを目指します。

* 東京高速道路(KK線)の既存施設のあり方検討会提言書(2020年11月)を参考に作成

[2030 年に達成すべき状態]

I-1 区内にとどまらない生態系ネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています。

行動計画 1

新規 継続 **強化**

生物多様性を効果的に保全し、新たな緑地・水辺を創出するための基礎となる情報整理と情報発信を行います。

① 生態系ネットワークの見える化【強化】

区内の生物多様性を高めるための方針（戦略）を検討するために地図情報を整備し、生態系ネットワークを見える化します。また、整備したデータについては一元管理し、生物多様性保全の取組みを強化すべき場所を抽出します。また、生態系ネットワークを強化すべき場所を広く情報提供し、緑地の創出、生物多様性に配慮した維持管理の推進を図ります。

〔担当部署〕 ・環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観・都市計画課

東京都・国

- ・東京都エコロジカルネットワークマップの活用を推進します。
- ・生態系ネットワークを踏まえた周辺区との生物多様性保全の取組みの連携を促します。
- ・自然共生サイトへ認定された緑地・水辺へのインセンティブを検討し実行します。

状態
目標

■ 生態系ネットワークの現状及び強化すべき場所が常に情報共有され、更新されている。

生態系ネットワークの強化に寄与する緑地・水辺の創出、維持管理をあらゆる主体が推進します。

① 協働・連携による緑地や水辺の創出・維持管理の推進【強化】

区内施設、民有地、学校施設等において、企業・主体間連携による生物多様性に配慮した緑地や水辺の創出・維持管理を推進します。推進にあたっては、区内優良事例・ガイドライン等（在来種植栽や外来種対策等）を広く共有・普及させるとともに、その土地にあった緑地や水辺づくりを助言するための専門家の派遣や商業地・商店街などの緑化手法の情報、関連する支援・助成制度の提供などにより、団体・個人、あらゆる主体の取組みをバックアップします。

● 参考となるガイドライン等

「植栽時における在来種選定ガイドライン」

「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」

「千代田区景観まちづくり計画」「千代田区川沿いのまちづくりガイドライン」

〔担当部署〕

・子ども部 子ども施設課 指導課

・環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課
景観・都市計画課

事業者・大学機関

- ・上記ガイドラインや手引を活用し、生物多様性に配慮した緑化・維持管理を継続して行います。
- ・地域住民、商店街、中小企業、大学等あらゆる主体との連携を図り、地域全体の生物多様性の質を向上させる取組みや、緑地の創出や維持管理において効果的な取組みを進めます。
- ・生物多様性に配慮した緑地・水辺の創出及び自然共生サイトなどの緑地認証への取組みを推進します。

東京都・国

- ・生物多様性に配慮した緑化・維持管理を行う土地に対して、認証や助成を行い、啓発、支援を進めます。

※例 東京都 在来種植栽登録制度
「江戸のみどり登録緑地」等

状態 目標

- 認証緑地等（ABINC、SEGES、自然共生サイト、江戸のみどり登録緑地等）が2022年より10か所増加している。2022年の認証緑地箇所は12箇所
- 緑被率が緑の基本計画で掲げる目標水準（2040年までに25%）に向けて増加している。2018年度緑被率は23.22%

Column

池がなくてもビオトープ！

ビオトープというと何を思い浮かべますか？チョウが来る庭園、それとも学校のトンボ池？

でも、それだけではありません。

ビオトープは「生物の住む空間」という意味の言葉です。日本では環境再生でつくり出した空間を指すことが多く、市街地ではよく水辺環境が再生されるため、ビオトープには水辺のイメージがあります。しかし、生物が住む空間は草の生えたプランターでも植木鉢でもつくり出せるのです。規模の小さなビオトープでもつながり合えば、広い生息空間があるのに近い状態になります。

そのため、ビオトープをつくろうと思ったら、周辺の環境との調和が重要です。



■ まちなかにつくられた花壇に飛来するクロアゲハ



■ ベランダでプランター栽培するシソの花に訪れたニホンミツバチ

生物多様性をはぐくむ 在来種植栽のすすめ

千代田区のような都市域では、生きものが生息・生育できる環境を守るだけでなく、新たにつくり出す取組みも重要です。区内では、都市公園や街路樹の他、屋上・壁面緑化などの緑を増やす取組みが進められています。

しかし、緑化には国内外の外来種が使われることが多く、外来種の中には繁殖力が旺盛で在来種の生育が脅かされるなど、生態系のバランスを崩し、悪影響を与える恐れがある種もあります。

外来種

■ トウネズミモチ



トウネズミモチは、大気汚染に強いことから公園や街路樹に植栽されましたが、繁殖力が強く、成長が早いことから、在来種の生育を阻害したり、在来のネズミモチと交雑したりする恐れがあるなど、問題となっています。

トウネズミモチは、外来生物法で「要注意外来生物」に指定されています。

在来種

■ 在来の樹木エノキの葉を食べて育つ ゴマダラチョウとその幼虫



ゴマダラチョウは、エノキ（在来種）に産卵し、その幼虫はエノキの葉を食べて育ちます。



■ 吸蜜のため ヤブツバキに 止まるメジロ

エサの少ない冬季に花を咲かせるヤブツバキ（在来種）は、メジロの貴重な吸蜜源です。



地域本来の生物多様性を向上させるため、植栽に在来種を選定する場合に参考となるよう、東京都は「在来種選定ガイドライン」（平成26年度）を作成しています。
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.html

都心の緑地と水辺を豊かにするために

私たちにできる認証制度

高度に都市化の進んだ千代田区は、古くから商業目的などのために開発・利用されてきたことから、緑地として維持され続けている土地は限られています。また、新たに創出された緑地であっても、生きものの生息・生育に適した整備・管理が行われていないと、生物多様性を維持・向上する場としては十分に機能しないことがあります。

そこで有効なのが、緑地の認証制度です。認証制度では、緑地の生物多様性保全の機能を評価し、その機能を維持・向

自然共生サイト認定制度

生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度です。区域の面積規模は問わず、事業者、民間団体・個人、地方自治体による様々な取組みによって、生物多様性の保全が図られている区域が認定の対象となります。社寺林や屋敷林、企業敷地内の緑地、都市内の公園、建物の屋上の緑地など本来の目的に関わらず多様な場所が該当します。認定された区域のうち、国立公園や鳥獣保護区など既存の保護地域と重複する範囲を除いた区域は、30by30 目標達成に資する OECM (Other Effective area-based Conservation Measures 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域) として国際データベースに登録されます。

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

ABINC 認証

一般社団法人いきもの共生事業推進協議会が運用する、オフィスビルや集合住宅などの土地利用における生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用などの取組みを認証する制度です。自然と人との共生を企業活動において促進することを目的として、「生物多様性に貢献する環境づくり」「生物多様性に配慮した維持管理」「周囲の人々とのコミュニケーション」「地域の希少種保全などその他の取組み」の4つの項目について評価を行い、基準を満たす緑地を認証します。

<https://www3.abinc.or.jp/>

上する整備や管理が行われていることを第三者が認証します。認証を受けた土地の所有者は、その土地が地域の生物多様性保全に貢献していることを広く示し、そのような土地利用に対して社会的な評価を得ることができるというメリットがあります。区内にも認証を受けた緑地は多くあります。

江戸のみどり登録緑地制度

在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録する制度です。1000 m²以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内に位置し、樹木が植栽されている区域の面積が100 m²以上あること、在来種の樹木の面積割合及び種数が規定数以上であることが登録要件とされています。さらに、生きものの生息生育環境へ配慮した維持管理や施設（生きものの隠れ家など）を設置するなどの特に優れた緑地は「優良緑地」として登録されます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/edo_regist.html

SEGES 社会・環境貢献緑地評価システム

公益財団法人都市緑化機構が運用する「緑の認定」制度です。土地利用の持続性、緑地管理、緑地機能の発揮の3つの原理、および社会・環境への貢献のビジョンや先進性・独自性の視点から、企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取組みを評価し、社会・環境に貢献している、良好に維持されている緑地であることを認定します。

<https://seges.jp/index.html>



■ ホトリア広場
(自然共生サイト・
ABINC 認証緑地・
SEGES 認証緑地)

緑の基本計画に基づいて、緑地を保全します。

① 緑地の保全【継続】

大規模緑地だけでなく、生態系ネットワークの連結や強化のために重要な樹木や小さな緑地に対しても保全を図ります。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課 景観・都市計画課

区民・事業者・活動団体

- ・再開発や新たな緑地整備にあたっては、生態系ネットワークを意識した、生物多様性に配慮した整備・維持管理を行います。
- ・地域のアダプト活動などに積極的に参加します。
- ・緑豊かなまちづくりを目指して、宅地や花壇等の緑の充実を図ります。

教育機関など

- ・皇居及びその周辺に優れた自然環境を維持するとともに、適切な樹林の管理、生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の駆除や生息環境の改善などによって自然環境の再生を進めます。

状態目標

- 緑の基本計画の遂行を通して、ネイチャーポジティブを達成できるよう、民有地やオープンスペースの緑化を推進する。
- 緑の基本計画（目標値、目標年次2040年）：緑被率25%、身近な緑地の面積75ha
2018年度緑被率は23.22%、身近な緑地の面積は50ha

外来生物の侵入拡大を防ぎ、愛護動物を責任をもって飼育します。

① 外来生物への対策【継続】

区内で確認されている特定外来生物や在来生物の生息・生育を脅かす外来生物の放逐禁止を周知徹底するとともに、公衆衛生上問題となる生きものに対応します。周知徹底にあたっては、市民参加型による外来種情報の蓄積と理解の促進を図ります。また、オオクチバスなどの特定外来生物、ミシシippアカミミガメなどの条件付き特定外来生物の駆除および人獣共通感染症などの健康問題について関係機関と連携して取り組みます。

〔担当部署〕

- ・保健福祉部 地域保健課 生活衛生課
- ・環境まちづくり部 環境政策課

② 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進【継続】

動物愛護団体などと連携をして愛護動物の終生飼養や適正飼養を啓発します。また、公園などの区内の緑地に棲みつき増えたことで在来生物の生息・生育にも影響を及ぼすネコへの去勢・不妊手術助成を継続します。

〔担当部署〕

- ・保健福祉部 地域保健課

区民

- ・庭の整備や維持管理にあたっては、積極的に在来種を用いるようにするとともに、園芸植物の逸出を防ぐ工夫をします。
- ・愛護動物を適正に飼養し、野外に遺棄しません。

事業者

- ・維持管理者・緑地整備に関わる事業者は緑地・水辺整備にあたっては、原則的に在来種を用いた緑化を行います。
- ・ペット事業者は、区民に適正飼養を促します。

東京都・国

- ・特定外来生物や生物多様性に影響を及ぼす外来生物の駆除を進めます。

状態 目標

- 特定外来生物（条件付きを含む）の確認箇所が令和4年度自然環境調査で確認された調査地点数から減少している。

国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出を図ります。

① 神田川・日本橋川・内濠・外濠 の水質・水環境改善【継続】

水質調査による水辺の健全性の状況把握を継続するとともに、環境省（内濠）、東京都（外濠及び神田川・日本橋川）、その他関係自治体などとも連携し、汚水流入抑制や水質浄化など、河川・濠の水質改善に向けた取り組みや働きかけを継続します。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

② 河川・水辺の生きもののモニタリング 調査の実施【新規】

水質・水環境改善の効果を検証し、順応的な管理を行っていくために、河川・水辺の指標となる生きものを設定し、生きもののモニタリング調査を行います。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

区民・事業者

- ・排水の汚染を減らします（油汚れを直接流さない、洗剤の使用量を減らす）。

国

- ・アオコの大量発生を防止するために濠水浄化施設の運用見直しや改修を進めるとともに、新たな浄化施設の整備を検討します。

東京都

- ・下水道対策により、降雨時における内濠、外濠への下水道からの越流水の流入を防止します。
- ・外濠浄化プロジェクトを推進します。
- ・日本橋川や神田川の河床のヘドロを除去するなどして、水質を浄化します。

状態 目標

- お濠のアオコが大量発生しなくなっている。
- 河川・水辺の生物相が豊かになっている。

三井住友海上駿河台緑地のエコロジカルネットワーク形成の取り組み

三井住友海上駿河台ビルは、昭和 62 年の竣工当初から土壌の深さが 1m を超える大規模な屋上庭園を備えています。駿河台ビル・駿河台新館周辺の緑地とあわせて「駿河台緑地」と呼んでいます。緑化率は 40% を超え、平成 24 年からの改修で、生物多様性に配慮した緑地へと進化しました。

駿河台緑地は皇居と上野公園の間に位置します。まとまった緑が少なかったこの地域で、在来種を中心に植栽し薬剤を使わない管理をすることで、豊かな 2 つの緑を野鳥が行き来できる緑の拠点となることを目指しました。これをエコロジカルネットワークの形成と考え、誘致したい野鳥が好む樹種を植えるなど、改修時には 1 本ずつ樹種を選定しました。

千代田区という都心で生物多様性を感じていただける場所として、屋上菜園を近隣在住在勤の方にお貸ししたり、毎月第 3 水曜日の朝にどなたでも参加できるバードウォッチングを行ったり、年に数回子どもや大人向けのイベントを行ったり、敷地内に併設する環境情報発信施設の ECOM 駿河台で展示を行ったりもしています。

駿河台緑地内には野鳥を記録するための自動撮影モニタリングカメラを 5 ヲ所に設置しています。この記録と毎月のバードウォッチングで観察できた野鳥の記録をもとに、駿河台緑地が野鳥の移動に寄与するエコロジカルネットワークとして機能しているかどうかを分析しました。



■ 駿河台生きものさがし自然塾



三井住友海上駿河台ビルの屋上庭園

分析はモニタリングカメラのデータ分析もお願いしている法政大学人間環境学部の高田雅之教授に依頼し、報告書にまとめていただきました。この報告では、野鳥の観察記録と空間的位置関係から、エコロジカルネットワークとしての機能評価が試みられています。報告のまとめには「皇居等の基幹的緑地と比較しても駿河台緑地は観察種数が多い」、また「基幹的緑地を含む一体地域内において重要な結節点としての役割を果たしていることが裏付けられた」とあり、これまでの取り組みの成果が確認できました。

駿河台緑地は令和 5 年 10 月に環境省の自然共生サイトに認定されました。千代田区はこのような自然共生サイト等の認証緑地を増やす取り組みを推進していきます。



■ 野鳥が利用していると見込まれる主要な緑の回廊網

〔図引用〕「三井住友海上駿河台ビル・新館周辺緑地のエコロジカルネットワーク評価報告書」、2023、法政大学高田雅之



詳しくは駿河台緑地の紹介ページをご覧ください

執筆協力：三井住友海上火災保険株式会社
経営企画部 SX 推進チーム

[2030 年に達成すべき状態]

I - 2 区内の生きものと生態系の情報をあらゆる主体が協働で収集・蓄積し、共有して、活用しています。

行動計画 1

新規 **継続** 強化

主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します。

① 区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」の継続実施及び情報の活用【継続】

これまで継続的に実施されてきている「千代田区生きものさがし」では、自然環境情報の蓄積とともに生きものや区内の生物多様性に対する区民の意識向上が図られてきました。引き続き実施し、I - 1 行動計画 1 にて蓄積された生きもの情報をデータベース化・共有することで、今後、生態系ネットワークを意識した主体間連携による保全活動へつなげます。

〔担当部署〕 ・ 環境まちづくり部 環境政策課

区民・事業者・活動団体

- ・ 区内の自然環境情報に興味を持ち、情報提供に積極的に参加します。
- ・ 自然環境情報を活用して、生態系ネットワークの強化、生物多様性の質の向上に資する保全活動を行います。

教育機関など

- ・ 自然環境情報を学校教育の中で、「千代田区生きものさがし」に積極的に参加、活用し、子どもたちの区内の生物多様性への関心を高めます。

東京都・国

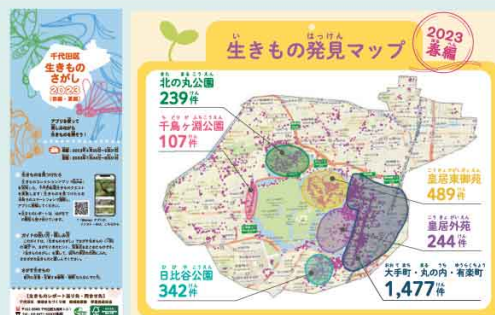
- ・ 自然環境情報により、都市の生物多様性の向上を図るための必要な支援を行います。
- ・ 保全や駆除対策が必要と考えられる自然環境情報がある場合には、区に積極的に働きかけるとともに、専門家派遣や対策強化など必要な措置を講じます。

状態
目標

- 「千代田区生きものさがし」参加者数及び発見報告数が2020 年より2 倍に増加している。
- 「千代田区生きものさがし」の結果について毎年情報共有され、更新されている。

Column

区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」



左：2023 年春編・夏編の案内
右：2023 年春編の結果：発見マップ

千代田区内に生息・生育する生きものの現状確認と区民の生物多様性への関心を高めることを目的として、2014（平成 26）年から毎年、継続して実施しています。区民・在勤・在学・来訪者など、どなたでも参加できます。生きものさがしの結果は、区のホームページで公表されており、例年多くの情報が寄せられています。今後、これらの情報を蓄積、情報公開し、区民のみなさんも取り組める生態系ネットワークの強化や重要種・外来種対策に活用していきます。

生きものを観察できる場所を整備し、自然とのふれあいの機会を創出します。

① 生きものを観察できる場所の整備・生きものの案内板設置【継続】

緑地や公園、水辺などで生きものを観察できる場所を順次整備していきます。また身近な自然を紹介する案内板を設置していきます。案内板は千代田区らしさを伝える内容とし、多言語化も推進します。区のホームページで自然観察に関する情報を提供するとともに、民間団体や企業に対して自然環境情報の積極的な情報提供を促します。

〔担当部署〕 ・ 環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

区民

- ・ 自宅の庭先やベランダでプランター緑化などを行い生きものを身近に感じられる環境を作ります。

事業者

- ・ 公開空地や企業緑地の一般公開や、身近な自然を紹介する案内板の設置など、利用者に身近な自然を紹介し、生物多様性の大切さを伝えます。

活動団体

- ・ 観察会や生物多様性に関するイベントを他主体との連携などを含めて実施し、区内への訪問者を含めて生きものや自然の魅力を広く伝えます。

教育機関など

- ・ キャンパスの自然環境などを活用し、自然観察の場の整備や案内板設置、学習イベントなどを積極的に行います。
- ・ 教育を通して、自宅や身近な環境でできる小さな緑化（プランター緑化やグリーンカーテンなど）を促し、生きものを身近に感じられる環境づくりを推進します。

状態 目標

■ 企業緑地及び公共緑地で解説看板が設置され、自然観察イベントが定期的開催されている。

戦略Ⅱは生物多様性を意識したライフスタイルへの転換に向けた私たちの行動変革を促す戦略です。

[2030年に達成すべき状態]

Ⅱ-1 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています。

行動計画 1

新規 継続 強化

多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して
自然と共生する心をはぐくみます。

① 生物多様性の普及啓発【継続】

事業者や環境保全団体、大学などと連携し観察会やシンポジウムなどの普及啓発に関するイベントを積極的に開催します。また、イベントなどの情報発信を強化するとともに、区民や事業者に向けて日常生活や事業活動で行える生物多様性の保全につながる取り組みや事例などの紹介や生態系サービスの持続可能な利用を普及啓発していきます。

〔担当部署〕 ・ 環境まちづくり部 環境政策課

② ESD（持続可能な開発の教育）の推進【新規】

学校教育において、自然と共生する社会・持続可能な社会等をテーマとした学習を推進します。

〔担当部署〕 ・ 子ども部 指導課
・ 環境まちづくり部 環境政策課

③ 体験学習の充実【継続】

小中学校、幼稚園、保育園・こども園などにおいて、校外学習などを通して、自然にふれあう機会を充実し、生きものを大切にする心を育成します。

〔担当部署〕 ・ 子ども部 指導課
・ 環境まちづくり部 環境政策課

区民

- ・ 観察会や生物多様性に関するイベントに積極的に参加し、生物多様性の大切さを理解するとともに、日常生活における生物多様性との関わりを意識し、自然共生社会の実現に向けて行動します。

環境保全団体

- ・ 観察会や生物多様性に関するイベントを実施し、生きものや自然の魅力を広く伝えます。

事業者

- ・ 公開空地や企業緑地を活用し、観察会や生物多様性に関するイベントを積極的に開催します。

教育機関など

- ・ 小中学校、幼稚園、保育園・こども園などにおいて、校外学習などを通して、自然にふれあう機会を充実させ、生きものを大切にする心、生物多様性の恵みを持続可能に利用していく心を育成します。
- ・ 自然と共生する社会、持続可能な社会を意識した学習の機会を提供します。
- ・ キャンパスの自然環境などを活用し、区民への環境教育や学習イベントなどを積極的に行い、区民が野外で身近な自然にふれあう場と生物多様性の重要性について学ぶ機会を増やします。
- ・ 次世代の若者を含む多様な主体が参加する議論の場を設けます。

状態 目標

- 教育機関、事業者などの主体間連携による生物多様性に関する体験学習・出張授業、情報提供等が行われている。
- 「生物多様性」の言葉の認知度を区政モニターアンケート、区民世論調査において向上させる。

ネイチャーポジティブに資する行動を皆で共有・評価し、その行動にあらゆる人が関わっていきます。

① 生物多様性表彰制度の継続実施【継続】

生物多様性に配慮した取組み・行動も含めて、区民・企業・学校など多様な主体の優良事例を表彰します。また取組みを幅広く周知させ、多様な主体が取り組みやすいメニューの共有や表彰団体の活動の更なる活性化を図ります。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

区民・活動団体

- ・区や企業・学校などが発信する情報や表彰制度を通じて、区内の生物多様性が保全されている場所を知り、その保全活動に関わることで、地域の生物多様性保全の向上に貢献します。
- ・表彰制度に積極的に応募し、取組みのアイデアを広く共有します。

事業者

- ・事業活動に関係する様々な主体と連携し、区内外の地域社会に貢献する生物多様性の保全・持続的活用に積極的に取り組みます。

教育機関など

- ・表彰制度への参加を積極的に推進します。

状態 目標

■ 表彰制度への応募件数が2020 年より多くの主体が参加している。

Column

「ちよだ生物多様性大賞」

生物多様性に関して、優れた活動、今後の発展が期待される活動を表彰し、応援する千代田区独自の制度で、平成 28 年度に都内ではじめて創設されたユニークな取組みです。家庭での身近な取組みや学校、グループ、事業者などに保全活動に積極的に取り組んでもらうことが目的で、ちよだの生きものたちの魅力を改めて感じることができます。

■ 対象となる活動の種類

対象となる活動	活動例
生物多様性の保全に関する活動	アダプトシステムへの参加、在来種による緑地づくり、ツバメの巣の見守り等
生きもののネットワークづくりに関する活動	鳥が休める場所づくり、生きものが住みやすい場所づくり、小さい空き地を活かした緑化等
生物多様性の普及啓発に関する活動	セミ羽化観察会への参加、生物多様性の普及グッズの制作等
上記の他、特徴のある活動	生きもの情報の蓄積や発信



今回、千代田区と東京近郊で観察した昆虫のうち、特にトンボは千代田区でも数多くの種類を観察することができました。



■ 令和 4 年度受賞
標本づくりや比較を行った
「千代田区と東京近郊の昆虫生息調査」



■ 令和 4 年度受賞者の皆さんと審査員

Ⅱ-2 環境に負荷を与えることが少ない消費行動が根付いています。

行動計画 1

新規 継続 強化

環境への負荷の軽減を意識した行動や事業活動を推進します。

① エコロジカル・フットプリントの見える化【新規】

区民が消費する製品ができるまでの過程で起こる環境負荷などを数値化し、環境負荷の少ない消費を選択する行動を促します。エコロジカル・フットプリント（私たちが地球環境に与えている「負荷」の大きさを測る指標）の見える化は関係団体と連携して実施、情報提供します。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

② 区有施設における建材の国産材化および学校におけるグリーン購入・国産材什器導入の促進【新規】

区有施設の建て替えや新築時において、協定を結ぶ地方公共団体での森林整備事業で生産される木材や多摩産材を建材として使用することに努めていきます。また、学校で使用する製品はグリーン購入の認証を受けた製品を積極的に導入するとともに、協定自治体産の木材や多摩産材を使用した什器・備品についても可能な限り導入を図ります。

〔担当部署〕

・子ども部 子ども施設課 学務課 ・環境まちづくり部 環境政策課 ・政策経営部 施設経営課

③ 食品ロス削減の推進【新規】

区民・事業者・区が一体となって食品ロス削減に取り組み、新しい「食品を無駄にしない」事業活動、生活様式を経済・文化として発信することにより、持続可能な社会を支える「循環型社会」の確立に貢献していきます。また、そのことを通じて、温室効果ガスの削減、地球環境危機への対応を進めます。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 千代田清掃事務所

区民

・環境負荷の少ない製品や行動を積極的に選択します。

事業者

・土地の利用の仕方、原材料調達、サプライチェーンなど事業活動に関わりのあるすべてにおいて、環境負荷の少ない事業活動（脱プラ、温室効果ガス排出抑制などを含む）に転換します。
・消費者に環境負荷の少ない製品を提供します（グリーン購入、FSC 認証や MSC・ASC 認証、地産地消など）。
・食品残渣の減量や再資源化に取り組みます。

区

・国産材を使った什器やグリーン購入、FSC 認証などを受けた商品を区有施設に導入します。

状態
目標

■ 自然環境に配慮した商品（認証マークのある商品など）への選択意識を区政モニターアンケートにおいて向上させる。

私たちの暮らしは地球何個分の生態系サービスで成り立っている？

“エコロジカル・フットプリント”でわかること

私たちの暮らしは、自然からもたらされる様々な生態系サービスを利用して成り立っています。たとえば、木材を使って家を建てる、飲み水を得る、田畑で生産された農産物を食べる、などは、人間が自ら作り出す資源ではなく、自然が作り出す資源を利用しています。一方で、私たちは、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスを多く排出する、水産資源を過剰に利用する、など地球環境に負の影響を与える行動も行っています。

エコロジカル・フットプリントとは、「私たちが消費する資源を生産したり、社会経済活動から発生する CO₂ を吸収したりするのに必要な生態系サービスの需要量を地球の面積で表した指標」（「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 平成 30 年版」環境省）のことです。

千代田区では、「ちよだ生物多様性推進プラン」の 2030 年目標として、「ネイチャーポジティブの実現」を掲げました。「ネイチャーポジティブ」とは、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること」です。

地球が生産できる力



人間が消費・廃棄する量



エコロジカル・フットプリント：
わたしたちが地球何個分の暮らし
をしているかを数値で表したもの

一方で、私たちの暮らす千代田区のある東京都は一人当たりのフットプリントが国内では最も高い値となっています。私たちが、地球のもたらし生態系サービスの量を超えない範囲で暮らしていくことで、持続可能な社会を作っていくことができます。

戦略Ⅲは、千代田区ならではのよりグローバルな視点で、あらゆる主体による生物多様性を活用した取組みを推進する戦略です。

[2030年に達成すべき状態]

Ⅲ-1 自然環境が持つ多様な機能（生態系サービス）を活かした解決策（NbS）により持続可能なまちがつけられています。

行動計画 1

新規 継続 強化

自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組めます。

① 公共施設における雨水貯留（雨庭）の導入【新規】

土壌に雨水浸透ができる施設を引き続き導入し、大雨やゲリラ豪雨の際の道路の水のあふれかえりや河川の増水を抑制します。

〔担当部署〕

- ・環境まちづくり部 道路公園課
- ・政策経営部 施設経営課

② 屋上緑化や壁面緑化、街路樹による日射対策【新規】

「ヒートアイランド対策助成」を活用し、屋上緑化および壁面緑化を促進します。また、緑化や街路樹植栽にあたっては、その土地の実情を踏まえながら、日射対策に効果的な植栽をしていきます。

〔担当部署〕

- ・環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

③ NbS にかかる取組みについての情報発信【新規】

自然を活用した解決策（NbS）の事例などの情報提供を行い、あらゆる主体での導入を推進します。また、防災・減災、ヒートアイランド対策が与える生物多様性への良い影響について情報発信します。

〔担当部署〕

- ・環境まちづくり部 環境政策課

事業者

- ・雨水浸透機能のある施設整備を積極的に導入します。
- ・緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化を積極的に導入し、施設内の気温上昇を抑えるとともに、公開空地等には緑陰効果のある植物（在来種）を植栽して路面の温度上昇を抑制します。

状態 目標

- 公共工事、再開発にあたって、グリーンインフラの考え方に基づく計画が盛り込まれ実行されている。

Column

都市の水害を緩和し生きものをはぐくむ雨庭（レインガーデン）



※底は土壌となっており、周囲からの雨水を浸透させて植物が生育します。

■ 三井住友海上駿河台新館前のレインガーデン

雨庭は、自然の雨水浸透の機能を活かした減災の設備で、日本では古来より使われてきました。雨庭の雨水浸透の仕組みは大変簡単で、いわゆる土壌に雨水が浸み込むことを活用したグリーンインフラの一つです。都市においては、道路や歩道の植栽をはじめとした緑地帯が水害を緩和する都市機能の一つとなっています。

行動計画 2

新規 継続 強化

生物多様性の恵みを活かした地域間交流により、区内外の地域活性化を促進します。

① 交流都市・流域内における森林里山整備・体験の推進【新規】

生物多様性への理解促進、交流の促進、交流都市や流域内の森林里山整備に参加する機会を提供し、地域の活性化を促進します。

〔担当部署〕 ・ 地域振興部 商工観光課 ・ 環境まちづくり部 環境政策課

② 学校や公共施設・事業所等での都内や交流都市の農林水産資源の活用普及・情報発信【新規】

生物多様性の恵みの一つである農林水産資源を区内で積極的に利用し、農林水産業の持続化・活性化を図ります。また、多摩産材や東京野菜、交流都市などの農林水産資源の情報について発信します。

〔担当部署〕 ・ 子ども部 指導課 ・ 地域振興部 商工観光課 ・ 環境まちづくり部 環境政策課

③ 区内の豊かな生物多様性を活かした観光の推進【新規】

皇居の生態系、親水機能を持つ水辺など、訪れる人に潤いをもたらす千代田区の自然を体感する観光を観光協会等と連携して推進します（エコツアーの推進）。また、歩いて楽しめる、自転車で楽しめる区内観光や、公共交通機関の積極的利用による二酸化炭素排出量削減を図った持続可能な観光を推進します。

〔担当部署〕 ・ 地域振興部 商工観光課 ・ 環境まちづくり部 環境政策課

訪問者・

・ 都内や交流都市の農林水産資源を積極的に利用します。

事業者

・ 都内や交流都市の農林水産資源の商品開発や情報提供（宣伝）を積極的に行います。

状態
目標

■ 連携自治体等との人材交流事業が活発になるとともに、その自治体等の農林水産資源活用が進んでいる。

地方との連携による森林整備（カーボン・オフセット）事業と生物多様性に配慮した整備方法の両輪を軸とした方法に転換します。

① 森林整備事業の他地方自治体との協定拡大【新規】

カーボン・オフセットを目的とした森林整備だけでなく、生物多様性の視点を盛り込んだ整備方法も導入するとともに、地方自治体との森林整備協定の拡大を図ります。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

② 交流都市・流域内における森林里山整備・体験の推進

（Ⅲ－１ 行動計画 2 再掲）【新規】

〔担当部署〕

・地域振興部 商工観光課
・環境まちづくり部 環境政策課

区民・事業者

- ・区が取り組む森林整備事業に積極的に参加します。
- ・事業者が持つ社有林や緑地においても生物多様性に配慮した整備方法へと転換します。

協定を結ぶ地方自治体

- ・カーボン・オフセットと生物多様性の質の向上の両輪を軸とした森林整備を進めます。
- ・国産材の利用促進を図り、間伐等による健全な森づくりを進めます。
- ・区民との交流の機会を提供します。

状態 目標

■ 地方自治体等との協定において生物多様性に配慮した森林整備が行われている。

Column

「千代田区の森林整備事業」 「生物多様性に配慮した森林整備」

千代田区では2012（平成24）年度から、地球環境を守り脱炭素社会の実現を図るため、地方都市と連携・協力して生物多様性に配慮した森林整備事業を行っています。

区では秋田県五城目町、群馬県嬬恋村、岐阜県高山市等と連携し、森林整備を実施しています。

また、嬬恋村との共催事業として森林保全を図り、森林の役割や大切さを学ぶことを目的とした「ちよだ・つま恋の森づくり」植樹ツアーを平成24年度から実施しています。令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止になりましたが、令和4年度に3年ぶりに開催し、令和5年度で10回目の開催となりました。



■ 植樹ツアーの様子

< 地方との連携による森林整備
（カーボン・オフセット）事業 >

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/ondanka/carbon-offset/index.html>

生物多様性を活かした快適な都市づくりを進めます。

① 千代田区ウォーカブルまちづくりデザインへの
生物多様性の視点の積極的な導入【新規】

千代田区が進める「ウォーカブルまちづくりデザイン」に生物多様性の視点を積極的に導入し、自然とふれあえる場を提供するようなまちづくりを多様な主体と連携して進めます。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課 景観・都市計画課



■ 道路を歩道と一体的に活用
緑があふれ、ひとがりフレッシュできる
空間づくり

事業者
区民・

- ・住民参加の機会に積極的に参加して、提案や意見を発信します。
- ・だれもが暮らしやすい環境づくりを目指して自治会や町会の活動に参加し、活動します。

状態
目標

■ 協働によるまちづくり活性化の取組みに生物多様性の視点が導入され、推進されている。

[2030 年に達成すべき状態]

Ⅲ-2 千代田区の実践事例がモデルとなり他地域で広く活用され
SDGs の達成に貢献しています。ネイチャー・ポジティブ経営（事業者による自然資本配慮型
経営）を推進します。

① 事業活動の情報発信・情報交流【新規】

企業及びそのサプライチェーン、バリューチェーンを含めた生物多様性保全、資源調達や資源循環、脱炭素化等の取組みを情報発信（区広報紙やホームページ等）することで、企業に投資を呼び込む好循環を作ります。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

事業者

- ・事業者の取組みを事業者自らが積極的に発信するとともに、区が行う情報発信へ協力します。

状態
目標

■ 区内の企業でその経営方針にネイチャーポジティブ経営に関連する方針が取り込まれている。

生物多様性への影響緩和技術に関する情報や人材交流を図ります。

① 区内企業等による事業活動における生物多様性への影響低減に資する

技術の情報や人材交流の推進【新規】

自然を活かした社会課題解決につながる取組みや技術・研究を情報発信するとともに、人材交流の取組みを推進します。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

事業者

- ・区が行う情報発信へ協力します。
- ・区内企業との勉強会の開催や人材交流により、社会課題解決の情報共有に取り組みます。
- ・区内教育機関での出前授業等を行い、事業者の取組みや技術に関する情報発信に努めます。

教育機関・活動団体

- ・環境緩和技術の積極的な導入などにより、技術の向上に寄与します。

状態
目標

■ 事業活動における生物多様性への影響低減に資する技術の情報交換の場が定期的に行われている。

Column

ネイチャーポジティブ経営

「ネイチャーポジティブ経営」とは、企業活動を通じて、自然環境への悪影響を回避し、さらに生態系サービスを強化し、持続可能な社会の実現に貢献する経営のことです。具体的な取組み例としては、生物多様

性に配慮した緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、環境に負荷をかけない資源調達や資源循環（3R など）があり、大企業・中小企業のすべての事業者が取り組むことができます。